

公営住宅神奈川県営
綾瀬寺尾アパート入居者自主運営管理規則
〔県営綾瀬寺尾団地自治会入居者自主運営管理規則〕

制定：平成27年6月1日

第1条 規則の目的と理由

・目的

本規則は、居住者の安心安全、並びに居住者全体の公平平等、及び施設の公衆衛生推進を目的とする。

・理由

本規則は、近年の少子高齢化や生活風習の異なる入居者の増加、更に道義的認識の希薄によるモラルの低下等々、これらにより入居者間に発生する不平等の改善及びコミュニティの増進を目的とする。

第2条 規則の権能

(1) 本規則は、「県営住宅綾瀬寺尾アパート」(以下団地という)に入居する居住者で組織された「県営綾瀬寺尾団地自治会」(以下当会という)が、施設全体の維持管理を適切に行うための「規則」であり、団地全世帯に適用されるものである。

(2) 本規則の適正な運用を保つ為、本規則に適応を欠く世帯は、当会並びに団地の指定管理者及び神奈川県を通じ、当該世帯に注意を促し、改善なき場合は、迷惑行為世帯と指定する。

迷惑行為は、神奈川県県営住宅条例第27条に抵触すると共に、同第48条の対象となる。

※〔神奈川県県営住宅条例 第27条(迷惑行為の禁止等)、第48条(住宅の明渡し請求)〕

第3条 入居に関する事項

(1) 神奈川県並びに団地の指定管理者が行う事務手続きを経て入居が確定された方は、入居時の当会役員へ、入居の通知と居住者登録の手続きを行うものとする。

(2) 団地への入居後は、当会が総会で議決した居住者登録費、並びに管理費の納付は責務である。

(3) 居住者登録費並びに管理費の納付は、居住者登録費は入居時に1回、管理費は当会が設定した日に、いずれも当会組長を通じ納付する。

※〔登録費(現：1,000円)並びに管理費(現：800円)の額は総会にて決する〕

第4条 入居者の責任と義務

(1) 当会は、団地の公衆衛生等、自主管理を目的に、全世帯が参加する共同作業を実施する。この共同作業への参加は入居者の責務である。

(2) この団地は、以下に掲げる共生共同作業は入居者の責務とする。

(イ) 月例清掃

毎月第3土曜日の次の日曜日、午前9時から1時間程、居住棟周辺の除草や清掃作業

(※この日は、管理費等の徴収日)

(ロ) 可燃物収集所の清掃

週2回(現行=月・木)の可燃物収集に伴い、可燃物収集後に収集所の清掃の当番

(ハ) 資源物収集所の指導及び清掃

週1回(現行=火)の資源物収集に伴い、収集所において、分別の指導や清掃の当番

(ニ) 役員(組長)

毎年度各組(階段)から組長を1名選出して管理費の徴集や回覧版等の管理を行う

(ホ) 前記の他、当会が実施する事業についても入居者の積極的参加が、集団生活での責務であることを深くご認識頂きご参加願います

第5条 前第4条の履行が個々人の事情により困難な場合は、当会役員面談により方策を得る。

第6条 日常の細則

以下の行為に留意すること。

- (1) 共用部を私物化しない
- (2) 共用通路に私物を置かない
- (3) 階段の昇降、及び住宅等で騒音を出さない
- (4) 各棟の駐車場前通路に駐車しない
- (5) 各住宅の排水管は、詰りや漏水防止のため二年毎に一斉高圧洗浄を実施する、住宅の構造上また効果のうえでも、全世帯が参加する
- (6) ゴミの分別と出し方
 - (イ) 各収集日の朝に出す
 - (ロ) 出す場所を確認する
 - (ハ) 分別を確実にする
- (二) 粗大ごみ(タンスやふとん類)は、各個人で処理する(綾瀬市リサイクルプラザ)
- (7) その他、団地居住者への迷惑行為をしない
- (8) 上記各項の適応性を欠く者は、本規則第2条第2項の対象となる

第7条 地域コミュニティの関わり

- (1) 当会「県営綾瀬寺尾団地自治会」への加入の可否に関わらず、団地の居住者は本規則を厳守しなければならない
- (2) 当会に登録した世帯は、地域コミュニティの関係上、綾瀬市が設定する自治会組織「寺尾天台自治会」に、当会世帯数として通知する

※補足※

当団地は、全270戸の住宅を備える集合住宅であり、施設の維持管理や設備の事務処理等、自主管理の側面に於いて、270戸を一律一括管理することが妥当であり、神奈川県並びに指定管理者に於いても同様に指導しております。

また、これを裏付けるように当会設置に付いては、神奈川県並びに現指定管理者、かながわ土地建物保全協会の指導により当会が創設された経緯があります。

従いまして、当会「県営綾瀬寺尾団地自治会」へ加入する、或いは加入しない、に関わらず当会の組織体系上、団地への入居世帯はすべて当会に入居登録を頂き、管理費負担をはじめ本規則を遵守しなければ居住者の公平平等の維持は困難であります。

更に、近年の異常気象や自然災害、特に東海地震等は地域社会の大きな不安です。

綾瀬市では、安心安全のまちづくり、加えて防犯防災等、地域コミュニティの増進に顕著であります。自助・共助・公助の精神を豊かに、相互協力の精神を高く維持する社会の創造に賢明であります。

「人」には、それぞれに、いろいろな事情があると思います。しかし団地は共同生活の場です。

当会は、団地を自主管理運営する「県営綾瀬寺尾団地自治会」であり、また当地域に綾瀬市が設定する「寺尾天台自治会」もあります。

本規則では、これらの自治会への加入の可否に関わらず、当会が設定する「自主運営管理費」は、全入居世帯にご負担頂く事が、入居者の公平平等を保つ原則であると考えます。

従いまして、本規則の運用について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上

県営綾瀬寺尾団地自治会

寺尾団地入居者共生協同の概要

- 自治会運営への参加
 - 1) 自治会の総会への参加
 - 2) 各組より組長の選出
 - 3) 組長会議への参加
 - 4) その他担当会議への参加
- 自治会事業への協同
 - 1) 春の事業（春季レクリエーション等への参加）
 - 2) 夏の事業（夏祭・盆踊り・文化祭等への参加）
 - 3) 秋の事業（秋季レクリエーション等への参加）
- 月例清掃美化活動等への参加
 - 1) 居住棟周囲の除草並びに清掃（月例）
 - 2) 可燃物収集所清掃当番（利用居住棟輪番）
 - 3) 資源物収集所指導当番（利用居住棟輪番）
 - 4) 集会所内外清掃当番（組長・居住者の輪番）